

## 年金制度に加入していなくても 資格期間に加えることができる期間があります



過去に年金制度に加入していなかった、サラリーマンの配偶者だった期間なども、資格期間にカウントできる場合があります。

### 合算対象期間（「カラ期間」といいます）

合算対象期間（カラ期間）は、過去に国民年金に任意加入していなかった場合などでも、年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる期間です。（ただし、年金額の算定には反映されません）

具体的には ①昭和61年3月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間、②平成3年3月以前に、学生だった期間、③海外に住んでいた期間、④脱退手当金の支給対象となった期間 などが合算対象期間（カラ期間）となり、これを「資格期間」にカウントすると、年金が受給できる可能性があります。詳しくは、年金事務所へご相談ください。

## ご自身の年金記録を確認することで 年金を受けとれる場合があります

持ち主のわからない年金記録（いわゆる「未統合記録」）につきましては、これまでも「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより、年金記録のご確認をお願いしてまいりました。

しかし、持ち主が確認できない記録が、今なお約2000万件残っています。この中にご自身の記録があった場合は年金を受けとれることがあります。

特に、①旧姓の方や読み間違いやすいお名前の方、②本来とは異なる生年月日やお名前で届出された可能性がある方は、年金事務所へご相談ください。皆さまの年金記録をもう一度確認します。

➤ 年金記録は、「ねんきんネット」で簡単に確認することができます。



ねんきんネット

検索



＜スマホでアクセス

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050から始まる番号で  
おかけになる場合は  
03-6700-1144

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後7時まで  
第2土曜日：午前9時～午後5時まで  
祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

### 不審な電話や訪問があった場合は

日本年金機構や年金事務所の職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなどの、不審な電話や訪問にご注意ください。

「怪しいな？」と感じたら、口座番号や個人情報を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。

## 年金 ニュース



政府広報 | 厚生労働省  
平成29年2月

第2号



## 新たに年金を受けとれる方が増えます。 年金額を増やすこともできます。

- ✓ 年金を受けとるために必要な納付期間が25年から10年に減りました
- ✓ 60歳から保険料を納めることや、過去5年以内に納め忘れた保険料をさかのぼって納めることで、年金額を増やせます
- ✓ ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けとれる場合があります

ご不明な点や年金事務所への相談の予約は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合はTel. 03-6700-1165